枚方教育
No.1507
2010
3.8

枚方教職員組合
枚方市西禁野一―一―三
Fax Tel 八四八―三三〇〇
八四八―三〇五二

# 多忙化是正・働くルール確立を

２０１０年国民春闘の時期

枚方教組は次の項目を中心とした要求をかかげ、春闘のとりくみをすすめていきます。

1. 教職員の賃金削減や長時間労働・多忙化の是正にとりくみ、働くルールを確立し、労働安全衛生推進体制の実効ある措置をおこなうこと。
2. 少人数学級の推進、教職員の定数増をすすめるとともに、教育に「穴があく」ことのないよう、教育行政が責任持って代替講師等の確保をすること。また、学校に働く臨時教職員の賃金・労働条件を大幅に改善すること。
3. 生活保護・就学援助の拡充とあわせ、必要な家庭に対する適切で迅速な適用をおこなうなど、子どもの学ぶ権利を保障するための手立てをすすめること。
4. 教育をゆがめる「教職員の評価・育成システム」とその賃金リンクは、廃止・撤回すること。
5. 卒業式や入学式での「日の丸・君が代」の押しつけをやめること。

## 春闘がんばろう！自動車パレード

７日（日）大阪労連北河内地区協議会主催の春闘がんばろう！争議組合支援、自動車パレードに枚方教組も参加しました。

## 「日の丸・君が代」の押しつけ反対

小・中学校の卒業式が近づいてきました。

卒業式は、子どもたちの成長を喜び合い、確かめ合う、心温まる式にしたいとだれもが願っています。各学校ではそうした願いに応えようと、さまざまなとりくみがすすめられています。

しかし、そうした願いに反し、父母・教職員など関係者を重苦しいものに変えているものが、「日の丸・君が代」の押しつけです。

そもそも、「国旗・国歌」が法律で定められていることは、国が公の場で「国の象徴」として用いることを意味するもので、国民への強制はできません。

実際、「国旗・国歌」法には義務規定はありませんし、政府も、「法制化にあたり、国旗の掲揚等に関し、義務づけを考えておらず、したがって国民の生活になんら影響や変化が生ずることにならないようにと考えている」と明言しています。また、学習指導要領の規定ついても、「児童生徒の内心まで立ち至って強制しようとする趣旨のものではない」と国会答弁しています。これらは、憲法の精神に照らして当然のことであり、民主主義の原則です。

教育行政が、事細かな「指示伝達」で、「国旗・国歌」の全市一様で、画一的な卒業式の押しつけを図るより、各学校の創意工夫や努力、子どもや父母の願いを大切にしたとりくみこそ励ますべきです。

## 組合と選挙の問題を考える

全教は、特定政党の支持・選挙活動はしません。個々人の思想・信条の自由を守るとりくみをすすめます。

### 組合は、要求実現のための組織

北海道教職員組合（略称：北教組／「連合」加盟）の幹部らが、総額一千六百万円の「資金」を民主党の衆議議員（北海道５区）に提供したとして４人が逮捕され、組合事務所が家宅捜査されるという事件が起きました。本来、組合が組合員から集めた貴重なお金を政党に提供するということ事態があってはならないことです。まして、「ザル法」とも言われている、現行の政治資金規正法が、禁止する政治家個人や後援会への献金は違法な行為です。

この事件の背景には、「連合」など組合が選挙のたびに、特定の政党にカンパ・電話かけなどをする特定政党支持の押しつけにあります。

### 労働・教育条件の改善のため、政治のあり方を問うことは大事です

そもそも、組合とは、「いい教育をしたい」「自由とゆとりをもって教育したい」などの要求を実現するため、みんなで学び、話し合いを深め、団結して行動する組織です。個々人の思想信条の自由や、要求で団結する労働組合の精神に反する、組合が特定政党の下請け行動することは間違いです。

「いい教育をしたい」という願いを実現しようとすれば、少人数学級の問題や橋本府政のもとでの賃金・権利の問題などを考えればわかるように、どうしても政治の問題にぶつからざるを得ません。

ですから、組合が「現場の声を政策に反映させようとすることは大事」にしながらも、特定の政党の支持・支援をするのではなく、「政党との一定の緊張関係」（いずれも「朝日」２／26付社説）を持って、要求実現にむけ協力し合うことが求められているのです。